

柏原市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用施策においては、大阪府・大阪労働局との連携・協力により拡充を進めているところで、特に近年明るさが見えない雇用情勢を円滑化すべく、河内柏原公共職業安定所管内4市が協調しながらハローワーク河内柏原雇用対策推進協議会に参画し、大阪府と連携することで地域での雇用施策の充実を図ってまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本市では、商工会・地元大学との連携による「産学官交流セミナー」を開催し、市内企業間の異業種交流や産学協同研究の発展に努めるとともに、東大阪にあるものづくり拠点「クリエーション・コア」への出展等への助成等、今後も大阪府との連携した取り組みを講じてまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

本市では、河内柏原雇用開発協会柏原支部を支援し、良好な労働力を確保するとともに、地域の商工会・公共職業安定所・大阪府等と情報交換・連携強化しながら、雇用の継続・拡充・質の向上に努めてまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

本市では平成15年度から地域就労支援事業を実施しておりますが、就労相談業務においては、

近年特に「フリーター・ニート」と呼ばれる若者の相談者が増加しておりその対応が課題となっていることから、相談を通して「大阪府若者サポートステーション」の情報提供と誘導をすることで相談業務の充実を図ってまいりたい。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

雇用・労働行政の強化については、大阪府、府総合労働事務所、ハローワーク・商工会等関係団体との連携強化を基本にして推進してまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市では、河内柏原雇用開発協会柏原部会会員企業を中心に積極的に優良な人材確保に努めており、市は支援しているところですが、今後とも商工会・大阪府等と連携しながら有効な施策を推し進めてまいりたい。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

ぶどう生産や染色加工等の本市の地場産業の発展と、恵まれた自然等地域の特性を活かした新たな地場産業の創出を踏まえて、大阪府や商工会等関係機関・団体と連携共同して、多様な地場産業施策を講じてまいりたい。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。

(回答)

平成17年度に、現市長のリーダーシップのもと「柏原市新行財政計画」を策定しました。本計画は、財政再建のみならず収支均衡後の持続可能な行政運営をめざすもので、平成21年度末の計画目標めざし、現在取り組みを推進中でございます。ここまで市長以下強い信念のもと聖域なき改革を進めた結果、ほぼ予定どおりの成果を得ており、今後も引き続き推進してまいります。

CSRとは従来「企業の社会的責任」を指す言葉として認識しておりますが、自治体そのものが法令遵守や環境・福祉的な分野に配慮した組織であると考えるところでございます。本市におきましても法令遵守は当然のことながら、雇用・労働関係、環境問題への取り組みなどについては別項で回答させていただいております。

財政逼迫の厳しい状況ではございますが、今後もコストと品質のバランスに十分留意する行政運営を続けていけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

市債については、借入時点での償還表により財政計画に反映することで計画的に償還を行っています。これにより健全なプライマリーバランスを維持し、次世代へ負担を先送りすることのないよう、引き続き計画に沿った償還を行います。

平成19年度より3年間は、国で公債費負担の軽減策として高金利の公的資金の繰上償還が認められますが、対象要件に合致するものについては、財政状況等を考慮しながら適切な対応に努めます。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

急病患者の入院医療を担当する二次救急医療体制及び小児救急体制については、本市が単独で医療体制を整備することが困難であることから、東大阪市・八尾市とともに中河内二次保健医療圏体制を組織し、病院群輪番制及び小児救急医療病院の確保・整備を進めています。

本市では、夜間・休日診療や産科医療について、市立柏原病院で小児科夜間急病診察を毎週木曜日午後5時30分から10時まで実施しています。産婦人科について昨年12月から毎週水曜日（午後）の診療を開始しております。また、市医師会の協力のもと、毎年の年末年始休日急患診療を輪番制で12月29日から1月3日の午前10時から午後4時まで実施しております。

今後は柏原市地域保健医療協議会のなかで、市医師会等の協力を得ながら医療の充実にむけて協議していきたいと考えております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充す

ること。

(回答)

介護サービス事業など介護保険制度の周知・啓発については、パンフレットを作成し市内公共施設に配置するとともに、事業者説明会の開催や市民からの要望に応じて出前講座を実施しています。また、介護給付費の適正化事業として、年3回介護サービス費の利用状況をそれぞれ利用者に通知しています。さらに、介護サービス利用者の疑問や不安を解消し苦情の解決を図るため、介護サービスの提供施設等に介護相談員を派遣する介護相談員派遣事業を発足させ、平成20年度から実施することとしています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

本市では、地域包括支援センターの設置を柏原市社会福祉協議会に委託し、高齢者の総合相談・権利擁護事業や介護予防事業などを実施するとともに、地域の老人介護支援センター等をブランチとして委託し、高齢者の見守りや相談等のネットワークを構築しております。また、運営協議会は、医師会・歯科医師会・サービス事業者・居宅介護支援専門員・被保険者の代表等17名の委員で構成しております。なお、平成20年度からは委員の公募も予定しております。

(4) 高齢・退職者の生きがいくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

平成18年度に介護保険制度が改正され、予防重視型システムが導入されました。本市では、これを受けボランティアグループ「介護予防サポーター」を養成し、その自主的な介護予防事業活動を支援するとともに、会員の生きがいくりと社会参加の促進を図っております。また、大阪府と連携協力し、主に団塊の世代の高齢者を対象に「コミュニティワーカーズ活動支援事業」を実施し、高齢・退職者の生きがいくりとともにまちの活性化に結び付く事業の創設と活動の推進を図っております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度については、市民の困窮の程度に応じ必要な保護を行い、適正な生活保護業務の執行に努めてまいります。

雇用につきましては、現在本市において、平成17年度より国が推し進めております就労支援プログラムを積極的に活用しハローワーク等関係機関と連携した取り組みを行い、平成18年度におきましては14世帯の方々が自立されております。今後も1人でも多くの方々が自立できるよう支援体制をより一層充実してまいります。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

本市は、広報誌「広報かしわら」に毎月常設で「八尾保健所だより」コーナーを設け、同保健所の行事や血液検査（エイズ抗体検査）等の実施日・時間等を掲載し、市民に啓発を行っております。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市における子育て支援策につきましては、保育制度として延長保育は6ヶ所において実施しており、今後拡大する予定です。また休日保育と夜間保育については未実施ですが、病児保育・地域での子育て支援・ファミリーサポート事業はすでに実施しており、特に病児保育につきましては医療法人涼風会のご協力を得て実施しており、仕事が休めない保護者の方々には大変好評を得ているところです。

地域でのネットワーク型の子育て支援につきましては、子育て支援センター3ヶ所に加え公立保育所6ヶ所における園庭開放事業が、子育て相談や育児に関する情報提供・保護者の交流促進に大きく寄与しているところです。さらに平成19年11月より、J R 柏原駅前再開発ビル5階において3歳までの子どもと保護者が集える広場「ほっとステーション」を開設し、併設の一時預かり事業とともに大変好評を得ているところです。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよ

う、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育士の人員配置につきましてはクラス年齢別保育を実施しており、年齢別定員による配置とフリー保育士の配置も行っているところです。ただし、年度途中でのクラス増による保育士等の採用につきましてはアルバイト待遇ですが、正職員の配置で運営できるよう検討してまいります。

保育士研修につきましては、保育に関する研修はもとより障害児保育に関する研修・食育・人権研修への参加も積極的に行っております。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育に関しましては、市内10小学校全校で実施しております。対象の拡大については、保護者の要望や本市の体制づくりを勘案しながら検討する必要があると考えています。また、環境の整備等につきましては、保護者との情報交換や対話を行いながら、できるところから対応してまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

放課後の子どもの居場所については、国の放課後子ども教室推進事業に積極的に取り組み、市内全小学校で実施していただけるように学校ならびに関係者への説明会を行うなど推進してまいりました。その結果、現在5小学校と1団体で実施されています。平成20年度はさらに1校でも多くの小学校で実施していただけるよう推進してまいります。

登下校時の安全対策については、各小学校の健全育成会を中心に「子どもの安全見守り隊」「子ども110番の家」「学校安全モニター員」さらには「青色防犯パトロール」など、これらの連携により「地域の子どもは地域で守り育てる」気運の醸成に努めているところです。平成20年度もこれらそれぞれの組織や団体の一層の連携により安全対策を進めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄え

るものとする。

(回答)

奨学金制度の周知につきましては、市内各中学校において進路説明会で必ず説明するとともに府教委作成資料を配布しております。また、市広報やホームページに奨学金・進路について必要な情報を掲載し、進路選択の相談窓口（週3回）についても案内しています。

本市の就学援助費の認定基準については、国の定める本市生活保護基準額を基に、1.1倍の倍率を加えた額を認定基準額とし、申請世帯の前年度所得額をもってその世帯の認定基準額を下回った場合に認定しております。この認定基準額の倍率は大阪府下平均倍率であり、また、就学援助費支給額についても、学校給食費、校外活動費、林間・臨海学習、修学旅行費は実費相当額支給で、学用品費及び新入学学用品等の支給については国の補助支給額に準じて支給しているので、就学援助としては必要に応じた援助支給として賄えていると考えています。

なお、大阪府下の平均認定基準額は他府県の市町村と比較しても高く、認定率も他府県より高い水準となっております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では「人権ケースワーク事業」として、人権相談基礎講座を修了した人権相談員を人権推進課に配置して「人権なんでも相談」を実施しております。また、毎月第2・第4木曜日の14時から16時には法務省から委嘱された人権擁護委員が別館3階の相談室で人権相談に対応しております。今後、「人権ケースワーカー制度」（人権擁護士制度）も取り入れ、総合的な人権相談・救済システムの整備に努めてまいります。

さらに、憲法週間と人権週間には本市内主要駅前や主要商業施設前で柏原市人権協会・柏原市人権擁護委員会と共同で人権啓発活動として街頭啓発を実施し、また就職差別撤廃月間には柏原市企業人権連絡協議会と共同で街頭啓発を実施しております。今後は、社会的マイノリティに対する人権侵害を根絶するための啓発の取り組みをはじめ、あらゆる人権問題に対する啓発活動をより一層充実させてまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体

の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市においては、平成17年3月に「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、現在これに基づいて各種事業の取り組みを推進しています。

審議会等への女性参画については、平成19年4月現在における女性委員比率が20.7%となっており、国の示す30%をめざし今後も継続して啓発を続けてまいりたいと考えています。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市においては、平成19年4月1日に「柏原市男女共同参画推進条例」を施行し、現在男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市においては、セクシュアル・ハラスメントやDVの相談は「女性のための相談」「女性・子ども電話相談」「人権なんでも相談」等の相談窓口を設け、市広報やホームページ・チラシを市内の公共施設に置くなどして周知を図っています。相談内容には、関係機関（大阪府総合労働事務所・大阪府女性相談センター・大阪府立女性総合センター・東大阪子ども家庭センター・柏原警察署・庁内関係部署）等と連携をとり、適切かつ迅速に対応しています。

また、大阪府や関係機関の研修に積極的に参加し、より良い支援ができるよう努めています。

改正DV法については趣旨を十分に理解し、国・府等の計画にも連携して市の施策を検討していきたいと考えています。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性の育児休業取得の促進については、男女共同参画講座や広報活動を通じて市民啓発を行うとともに、企業や関係機関に対しても啓発冊子の配布や講演の案内等により継続的に啓発を行っています。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、「柏原市地球温暖化実行計画」を策定し、地球温暖化防止にむけて温室効果ガスを削減するための取り組みを推進しているところです。市民・企業、労働組合等が参画する柏原市の環境フェアや恩智川環境ネットワーク会議等において、化石燃料依存度の低減・アイドリングストップ運動・エコキャンペーンの推進などの環境に配慮した施策を進めていきたいと考えております。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、省エネ機器の導入、建物・地表面の高温化抑制、風や緑・水による冷却作用の活用化等の対策を大阪府と連携しながら進めているところです。また、柏原市・八尾市・東大阪市の長瀬川沿道における企業・学校・地域住民参加による「長瀬川打ち水作戦」も引き続き実施していきたいと考えております。また、公園緑地課と連携しながら、市域の緑化面積を増やすよう努力していきます。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

地球温暖化は地球規模の問題であり、市民の協力が不可欠と考えております。家庭にあっても取り組める対策が多く、節電・節水、冷暖房の適切な温度設定（夏期28℃・冬期20℃）、ご指摘の自動車の二酸化炭素の削減方法としてアイドリングストップ、また通勤時の公共機関の利用などの対策があります。今後、「広報かしわら」や本市のホームページ、平成20年度からは地球温暖化の「出前講座」を開設するなど、市民に積極的に地球温暖化対策の啓発を推進していきたいと考えております。

(2)「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5％）を、早期に全国平均並み（19.0％）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

循環型社会形成の実現にむけた取り組みでは、3R推進を積極的に推進するため、広報活動をはじめ大型量販店前においての各種のキャンペーンの実施を行ってきました。また、地域団体への出前講座や環境フェアを通じて3Rの啓発活動を実施してきました。さらに、市内の全小学生を対象に「ごみリサイクルカレンダー」を配布してごみ減量の啓発を行ってきました。今後も引き続き循環型社会の推進に取り組んでいきます。

リサイクル事業につきましては、容器包装リサイクル法に基づく飲料用の缶瓶類やペットボトル・紙製容器の分別収集も定着してきましたが、引き続き積極的に推進していきます。また昨年から市内の子ども会による容器包装リサイクル品目の一部と古紙の回収を実施してきました。今後も収集体の拡大を図りリサイクル事業の促進を図っていきます。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の不適正処理については、大阪府と連携しながらパトロールや警告等を行ってまいります。また、不法投棄が多発する場所では監視カメラなどによる監視を行い、通報を周知する看板も設置してまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

豊かで美しい水環境・自然環境を将来的に保全していくための指針として策定された「柏原市生活排水対策推進計画」に基づき、市民のなかから選出された生活排水対策推進員が地域のイベント等に参加して、家庭における生活排水対策が広く実践されるよう啓発活動を行っております。

また、柏原市・八尾市・東大阪市の3市の市民団体と行政が恩智川環境ネットワーク会議を組織し、恩智川を中心とした中河内地域の水辺の環境改善を目的として、協働で生活排水対策の啓発活動を推進しています。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市の「地域防災計画」につきましては、大阪府の「地域防災計画」及び「地震防災緊急事業5ヶ年計画」とのリンクを図り、さらに防災に関する社会情勢の変化に即したものとなるよう平成18年度に修正しております。今後も東南海・南海地震等様々な災害や危機から市民を守るべく防災対策を講じてまいります。

災害発生時に被災者が必要とされる食糧等の備蓄につきましては、適正な管理を図るとともに、市内数ヶ所に設置しております防災備蓄倉庫におきましてもさらなる備蓄の整備を図ってまいります。

市民の方々の防災意識をさらに深めていただくとともに、災害時等における防災関係機関との連携を図るため、市内各地域にて結成されております自主防災組織との共同による防災訓練を今後も継続して実施してまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

教育施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学びの場であり、地震などの災害発生時には校舎内にいる児童・生徒の安全を確保しなければなりません。また、災害発生時には小・中学校は地域住民の緊急避難場所としての役割も果たしております。こういったことから、教育施設の防災機能の充実強化を図るため、耐震化工事は必要であると考えております。

現在、災害時緊急避難場所となります屋内運動場について耐震化を実施しております。国から

の交付金については、大阪府都市教育長協議会等を通じて要望していきます。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

公共スポーツ施設のなかで、柏原市立体育館・柏原市立第二体育館は平成19年4月1日よりすでに設置しております。柏原市営片庭球場は平成20年4月1日からの設置が確定しています。他の管理人が常駐しているスポーツ施設につきましても、市民の安全を第一に考え順次設置していく予定です。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

本市では、遊休農地対策としてJA大阪中河内とともに市民ファミリー農園事業を展開しており、今年度からは市街化区域外の山間部においても「自然ふれあい農園」と称した新しい農園を開設するなど、拡充しております。今後も大阪府中部農と緑の総合事務所の協力も取り入れさらに充実させるなど、有効活用を図ってまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

「違法駐車等の防止に関する条例」により違法駐車防止重点地域を指定しており、重点的にパトロールや違法駐車防止に関する啓発活動を行っております。なお、違法駐車を取り締まりは、柏原警察と連携を図り進めているところです。

貨物車両の荷捌等の施設の整備につきましては、市域の道路幅員が狭いことや商業地域での空きスペースの不足など問題が多く、公営駐車場が少ないことから施設の代用についても大変難しいのが現状です。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

歩道の拡幅・新設等により平坦で段差の少ない構造とすることや、排水性舗装・点字ブロックの設置など、安全で歩きやすい道路整備を進めており、今後も進めてまいりたいと考えております。また、交通機関でのバリアフリー対策として、鉄道駅にエスカレーター及びエレベーターを設置、自由通路の整備を鉄道事業者と一体的に行っており、近鉄安堂駅・近鉄河内国分駅・JR柏原駅においてすでに完了しております。

なお助成につきましては、財政上の問題から市では行っておりませんが、国庫補助金を活用し事業に取り組んでおります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩道の整備については、現在既存歩道の拡幅ならびに新設など幅員2m以上の整備を進めておりますが、自転車専用レーンにつきましては用地買収が必要であり、物理的・財政的にも大変難しい状況です。本市としましては歩道の整備を優先的に進めているところであり、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本市において特に交通渋滞が発生する近鉄河内国分駅周辺は、奈良と大阪を結ぶ交通の要所となっております。この交通渋滞を緩和するために、平成15年より奈良県の近接市と地域を越えて協議し、大阪方面行きの自動車の公共交通への転換を促すTDM施策に取り組み、スーパーマーケット駐車場経営者と協議し一日最大800円の利用料金で実施していただいております。これに追随し、他の自動車駐車場においても一日最大料金制を設定するなどの影響がみられます。またJR柏原駅の公共駐車場においても、パークアンドライドが可能な料金設定に見直し、利便性の向上を図っております。

レンタサイクルにつきまして本市では、6ヶ月以上保管している放置自転車を点検整備・利用し、平成18年9月より実施しております。最近では、レンタサイクルへの関心度が高まり、少しずつ利用者が増加する傾向にあります。今後も幅広く気軽に利用していただけるよう展開してまいりたいと考えております。